

はしがき

なぜ、「一人前」でない者の人権」という少し風変わりな書名をもつ拙著を刊行するのか、あらかじめ簡単に説明しておきたい。

明治以降、日本政府は、「アイヌ・モシリ（人間の静かな大地）」を内国植民化することに成功し、次いで朝鮮半島への侵略を開始して、韓国併合を実現させるに至った。その際、アイヌ民族や朝鮮人は「一人前」でない者と見なされ、「政治」権力による管理対象とされることになった。強制移住や強制連行が命じられた「一人前」でない者には、もちろん「人権」が保障されることなく、「土地」や「国籍」の管理政策を遂行するために発せられた「指令」に従うことを余儀なくされた彼（女）らの運命は、「政治」権力を行使する「管理する者」に一方的に掌握されていた。そして、「管理的指令」の典型である北海道旧土人保護法が最近まで廃止されなかつた事実が雄弁に物語るように、この「管理的指令の支配」は、日本国憲法が制定された後も、継続したのである。しかし、「一人前」でないと見なされた人々が、「法の支配」ではなく「管理的指令の支配」に服ざるをえなかつたことの意味は、これまで法哲学や憲法学によって全くと言つてよいほど研究されてこなかつたのである。

さらに、戦後、医療水準の向上と環境汚染の悪化が逆接的に結合する状況下で、「愛国心」や「優生」や「環境」の管理という観点から、ハンセン病患者や先天性身体障害者などは「生まれて来てはいけない」存在＝「一人前」でない者と見なされるようになつた。彼（女）らの運命もまた、「生」政治」権力を行使する「管理する

者が発する「指令」によって左右されることになる。もちろん、強制隔離や強制手術が施されるハンセン病患者や先天性身体障害者は、「生—政治」権力による管理対象にすぎない「一人前」でない者とされたから、「人権」の主体となることは当然できなかつた。そして、この「愛国心」や「優生」や「環境」に関わる「管理的指令の支配」もまた、「人権」保障の観点から批判的に検討されることはなかつたのである。だからこそ、「人権」保障を高らかに宣言したはずの日本国憲法の下で、らい予防法や優生保護法は堂々と生き延びてゐるのである。

さらに、宗教的少数者に対する「管理的指令の支配」は、中曾根康弘・小泉純一郎両元首相などによる靖国神社公式参拝の敢行や国旗・国歌法の制定や教育基本法の改正（＝改憲）もあつて、現在、從来よりむしろ強化さ

れつつあると言つてよい。

本書では、様々な「不利な立場の少数者」＝マイノリティに対する「管理的指令の支配」が、どのような人間疎外をもたらしてきたかを確認した上で、その「指令」が日本国憲法をめぐるコミュニケーションに「ズレ」や「ねじれ」という重大な「歪み」を生み出すことを指摘した。そして、その「ズレ」や「ねじれ」というコミュニケーションのインテグリティを傷つける「歪み」のもう意味を、日本国憲法の「人権」保障の内部に位置する人々＝「われわれ」とその外部に放逐された人々＝「かれら」を対比しつつ、法哲学および憲法学の観点から分析・解明することを試みた。さらに、その分析に立脚して、「一人前」でないという烙印を押され続けてきた「かれら」に、「人権」を保障することの重要性を明らかにすると同時に、「合意」と「共生」の相馴という観点から、「かれら」の誕生の際に与えられる「現実」への「管理的指令」による「書き込み」について哲学的考察を行なつた。

以上の内容をもつ本書は、「一人前」でない者として「政治」権力および「生—政治」権力による管理対象と

されてきた人々をめぐつて、「かれら」を「われわれ」にする」と、すなわち「かれら」に「人権」を保障することの必要性について、法哲学と憲法学が交錯する地平から、新たな光を投じることを目指している。読者の方々が、本書が投じる新たな光で、「一人前」でないと見なされてきたマイノリティの人々に関して、「政治」権力や「生—政治」権力が垂直的な人間関係において投射される「管理的指令の支配」ではなく、「われわれ」の「人権」が水平的な人間関係のあいだに保障される「法の支配」が実現することの意義を、改めて認識していただけ

るなら、これほど幸いなことはない。

その願いをこめて、本書を刊行する。